

白山市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和3年1月27日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 小川 義昭

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象
 - (1) 公の施設 鳥越農林水産物直売・食材供給施設
指定管理者 有限会社 せせらぎ
所管部課名 産業部 農業振興課
 - (2) 公の施設 にわか工房及び鳥越農村公園
指定管理者 農事組合法人 にわか
所管部課名 産業部 農業振興課
 - (3) 公の施設 千代野会館
指定管理者 医療法人社団 白山会
所管部課名 健康福祉部 長寿介護課
 - (4) 公の施設 市民工房うるわし
指定管理者 白山市文化協会
所管部課名 観光文化スポーツ部 文化振興課

- 2 監査実施日 (1)、(2) 令和2年 9月30日 (水)
(3)、(4) 令和2年10月30日 (金)

- 3 監査実施場所 (1) 鳥越公民館
(2) にわか工房
(3) 千代野会館
(4) 市民工房うるわし

- 4 監査の範囲 令和元年度指定管理運営業務に伴う出納、その他事務の執行について

- 5 監査の執行者 監査委員 北 田 幸 光
監査委員 小 川 義 昭

6 監査の着眼点及び実施内容

令和元年度の指定管理運営業務に伴う出納、その他事務の執行状況が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、指定管理者及び所管課から提出された監査資料について調査を行い、監査当日は、指定管理者及び所管課長等から説明を受け質疑を行った。

7 監査の結果

指定管理運營業務に伴う出納、その他事務の執行状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められたが、以下の是正又は改善が必要である事項については、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

また、監査の際に見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を指示したので、記述を省略する。

是正又は改善が必要である事項

<白山市文化協会>

施設の管理運営等に要した費用が指定管理料に満たない場合、基本協定に基づいた処理を行うよう見直しを図る必要がある。